

令和七年三月七日（金曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰榮	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員
欠席委員（一名）		
奥山	誠治	委員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
企業管理者	松澤勝志	君

病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里 香 子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
警察本部長	水 庭 誠 一 郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

高橋啓介委員。

○高橋（啓）委員 おはようございます。予算特別委員会最終日ですけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

まずもって、吉村知事、五期目当選誠におめでとございました。心からお祝いを申し上げたいと思います。

一期目のときから本当に激動の時代を歩んできたのではないかと感じております。一期目のときはリーマンショックで失業者が増大して、それに一万人雇用創出の関係なんかも含めて努力いただきましたし、その後の三・一一東日本大震災のときも大変な苦労をいただいたと思います。そしてコロナの関係ですね、そして昨年の大災害、本当に大変な時代を歩んできたというふうに思いますけれども、これからも県民の幸せを求めて、私たちも精いっぱい頑張っ
てまいりますけれども、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

質問に入る前に、昨日の東北新幹線の連結が外れた関係について、みらい企画創造部長にお伺ひしたいと思います。

本当に重大事故にならなくてほっとしたんですけれども、二度目ですね。今回の事案を含めてJR当局からどういった連絡があるのか、そして、昨日の報道の中でも併結運転を当分の間やめると、こういうふうな状況が報道になりましたけれども、現在知り得る範囲でどういった状況になっているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

昨日の東北新幹線内での車両分離の影響によりまして、現在、山形新幹線は、単独運転しております一部の列車を除く全ての列車が東京―福島間の上下線で運休となり、福島―新庄間で折り返し運転となっております。そのため、山形から東京方面に新幹線で行く場合には、福島での乗換えが必要な状況となっております。逆方向で東京から山形に帰ってくる場合も同様でございます。

今回の事案に関しまして、JR東日本東北本部から県に対し情報提供があったところでございまして、県からは同本部に対しまして、原因解明と早期の復旧を要請しているところでございます。

JR東日本では、昨日の記者会見で、原因が判明し対策が完了するまでの当面の間、新幹線の連結運転を全て取りやめる方針を示しており、現時点では、それ以上の情報をお聞きしていないところでございます。

山形新幹線は、ビジネスや観光面において大変重要な路線であり、これまでもJR東日本に対する要望の場において、新幹線をはじめとする鉄道輸送の安全、安定輸送の確保に向けた要望を行っているところでございますが、今般の事案についても早期に復旧がなされるよう、引き続き強く要請を行ってまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 部長、ありがとうございました。

本当に安全が第一だということになってくるわけでありませうけれども、これ鉄道事業に限ったことではないんでしょうけれども、人的な対応、人材育成含めてどういうふうに持っていくか、これは私たちの自治体にも問われる部分だと思いますし、事故が起きてから云々でなくて、その前段の人材育成をどういうふうにして各セクションでやっていくかというのは非常に重要なことだと思いますので、そういった視点で県行政の中でも事故に学んで対応していただければ非常にありがたいと、こういうふうに思っていました。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

最初に、吉村知事に地方分権の関係についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

二〇〇〇年四月一日に地方分権一括法が施行され、国と地方の関係が主従関係から対等協力関係に変わってきた、非常に大きな流れだというふうに思っております。

その後も数々の改正が行われましたが、特に地方にとって大変な状況になったのが三位一体改革で、小泉政権が行った三位一体改革の中で、地方交付税が五兆一千億円削減されて、本県における影響額が四百九億七千万円減額されていると、こういうふうな状況で、その後の対応が非常に大変だったというふうに思います。

その後も見直しが行われ、今年で分権に入って二十五年を迎えますが、いまだに分権が確かなものになっていないというふうに感じております。昨年の地方自治法の改正によって、自治の主体性が損なわれる危険性を感じざるを得なかったというのが今の国と地方の現状ではないかというふうに思います。

これまで、国と地方の歳出割合は四対六になっていますが、税収割合は反対に六対四になっており、国から補助金をもらわなければ仕事ができない仕組みになっています。全国知事会としても、権限の移譲そして義務づけ・枠づけの緩和を含め、税の割合については、当面五対五で昨年要望を行っております。財源移譲が達成されれば、補助金の手続に要していた都道府県の人件費百二十五億円、時間換算で年間五百三十万時間の手間が省けると知事会で試算しております。ぜひ、その実現を早めていただきたいと思いますというふうに思っています。

そして何よりも、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねる対応を強く求めていくべきだというふうに思います。知事がこの間進めてきた住宅リフォーム制度や種子条例、まさに県民の声を受けた政策ですし、県独自のオーダーメイド補助金やパワーアップ補助金も現場の声を反映した事業と言えます。

このたびの知事の説明の中にも、人口減少対策の強化に当たって県民の皆さんの声をお聴きする場として、新たに「『県民まんなか』みらい共創カフェ」を開催し、政策に生かすことを提案されました。県民の声を生かし、地域の実情に応じた施策を実施するためには、国からのさらなる権限や財源の移譲が必要だというふうに思います。

今後、地方分権を積極的に推進し、県民のための行政を一層進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、県内市町村との関係も重要と考えます。新型コロナウイルス感染の折、支援策として市町村と似通った事業があり、現場では戸惑いの声があったのも事実であります。できるだけ県からの補助事業を交付金事業に変え、市町村の主体性を重んじる流れにしていくべきと考えますし、事務作業の軽減にもそのことが結びついてくると思います。

これからの県と市町村の関係の在り方についても、併せて知事のほうにお尋ねいたします。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。

地方分権の推進についてお答えいたします。

全国的な人口減少や少子高齢化、あらゆる分野での人手不足、自然災害の頻発化・激甚化など、本県を取り巻く社会情勢が大きく変化し、住民のニーズや価値観も多様化する中、地域社会における課題を解決するためには、全国一律の画一的な対応ではなく、それぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を展開できるよう、地方分権をさらに推進していく必要があります。

これまで、平成十二年の地方分権一括法施行以来、累次にわたる地方分権改革の取組により、政府から地方への権限移譲や税源移譲など一定の進展が見られるところであります。

しかしながら、政府の地方に対する過剰な関与や不十分な財政措置など、地方が主体的に取組を進める上で、いまだ権限や財源などの面で制約がありますことから、地域の実情に合った施策が実施できるよう、地方の裁量権の拡大やさらなる権限移譲、財源確保について、全国知事会を通して政府に要請しているところであります。

また、令和六年度の地方自治法の一部改正により、政府の地方自治体に対する補足的な指示の規定が盛り込まれました。規定の必要性につきましては、私も理解するところではあるんですが、政府においては、憲法で保障された地方自治の本旨や政府と地方の対等・協力の関係が損なわれることがないよう、地方自治体の自主性と自立性に配慮した制度運用を行うべきと考えているところです。

地方の状況は地方にしか分かりませんので、地方自治体が自らの判断と責任において地域住民の声を生かした施策

を進めていくことが重要であります。これからも様々な方の御意見をお聴きしながら、政府と対等な協力関係の中で適切な役割分担の下、連携して施策の実施に取り組んでまいります。

次に、これからの県と市町村の関係の在り方についてお答えいたします。

委員から、コロナ禍における事業の類似性や、補助金の交付金化について御指摘がありました。交付金化になじむ補助金は、市町村ごとの実情に応じた事業展開を図るため、弾力的な運用が可能な市町村総合交付金に統合しております。

また、コロナ禍では、目まぐるしく変化する感染状況や社会情勢の中、県も市町村も互いに連絡を取り合いながら、それぞれベストと考える対応策を検討して実施してきたものと考えております。

ただ、コロナ禍となって経済が回らなくなった、その本当に初めの頃なんですけれども、消費喚起策として、政府と県と市町村が同じような事業を実施したことがあったような記憶があります。それで、県内を回りましたときに、庄内に行ったときに、現場の方から、「同じような事業が国と県と市から降ってきた」みたいに言われてきて、そういうことだと思ひまして、その次からは、市町村に交付金として人口割で交付するというようなことに切り替えた記憶がございます。

振り返って思いますのは、限られた人的・財政的資源の下で行政サービスを最大化するためには、やはり県と市町村とが連携を密にしていくことが不可欠だということでもあります。

このため、春と秋に年二回開催している県及び市町村長・議長会議をはじめ市長会や町村会など、様々な意見交換の機会に、市町村とのコミュニケーションを丁寧かつ確実に、課題認識の共有を図っているところです。

今後とも、県民の皆様の幸せ、そして県勢発展のため、市町村の皆様と共に手を携えて施策を展開してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 知事、どうもありがとうございました。

全国知事会でも大分頑張っていたと思いますが、なかなか義務づけ・枠づけの関係含めて改善が図られない状況があったり、あと地方創生交付金、これ今、国会の中でもいろいろ審議しているんですけども、非常に使いづらい。百を超える自治体で使っていないところが出ていますね。交付金だからそのまま来るとしたら、いろいろな要素があって使いづらい状況になっている。

まさに、そういった面では、地方の主体性を重んじるような対応をやっぱりもっともっと求めていくというのが知事会の中でも求められているのかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に入らせていただきたいと思ひます。

これまで、監査委員として県政全般にわたって監査業務に携わってまいりました。県民の幸せを求めて、本当に現場段階含めて職員の方々頑張っている姿を拝見してまいりました。

そこで、知事のほうにお尋ねしたいと思ひしたのは、県で働く非正規の方々、労働条件は前より大分よくなりましたけれども、期末勤勉含めて、会計年度任用職員の環境は前に進んできているんですけども、非常に非正規が増えてきている、そういうような状況になってきている。

確かに、財源に限りがあるわけですが、全体として安上がり行政をずっとやってきたというような状況が、この間、バブル崩壊からつくられてきたというふうに思ひます。このたびの二月議会で知事は人口減少に触れ、その最大の要因として仕事と賃金を取り上げています。全くそのとおりだと思ひますし、いかに安定した雇用の場を提供するのか。

この間、地方にあっては、国の定員モデルによって大幅に人員が削減され、その結果、多くの職場で非正規職員が増え続けております。臨時的任用職員や会計年度任用職員の配置がなければ事業が停滞すると、そういった状況まで出てきている。

今年度の会計年度任用職員の配置総数ですが、知事部局で一千五百五十八人、教育委員会で一千四百十七人、合わせて二千五百七十五人となっています。今後の県政の運営を考えた場合、果たして持続可能な体制と言えるのか、県の各職場から人員増の声が上がっていること、ここは知事も御承知だと思ひます。いかに会計年度任用職員を正規化するかの問いが問われているのではないかとこのように思ひます。

人材育成の視点からしても、会計年度任用職員を増やすのではなくて、正規化に変える対応が求められていると思ひます。

ましてや、吉村知事は非正規雇用者を正規化する政策を推し進め、その結果、昨年公表された都道府県幸福度ランキング、非正規雇用の率が全国で一番少ない県になってまいりました。そのことを踏まえれば、足元の職場から非正規をなくしていく対応を考えるべきではないかとこのように思ひます。知事いかがですか。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

限られた行財政資源の中、公務を安定的に運営するため、県の組織につきましても、不断の見直しによる簡素で効率的な事務処理体制の構築が求められております。こうした観点から、県では、常勤職員による公務の運営を原則としつつも、様々な業務を円滑かつ効率的に執行するための公務の担い手として、非常勤の職として会計年度任用職員を任用し、必要な行政サービスの提供を行っているところです。

常勤職員と会計年度任用職員につきましては、例えば、組織の管理運営や施策の企画立案は常勤職員が担い、会計年度任用職員は一定の定型的な業務に従事するなど、両者の担うべき役割は異なるところですが、いずれも県政運営上、欠かすことのできない重要な存在であることに変わりはないと考えております。

このため、これまでも総務省の技術的助言や常勤職員との均衡の観点を考慮しながら、給与水準の引上げや休暇制度の拡充など、適正な勤務条件の整備、さらにはその改善にも意を用いてまいりました。引き続き政府の動向や社会情勢の変化等を見定めながら、職務の内容等を踏まえた適正な勤務条件の整備に努めてまいります。

なお、民間におきましては、有期労働契約の期間が五年を超える労働者は正社員への転換が可能とされておりますが、公務職場につきましては、会計年度任用職員としての勤続年数のみをもって常勤職員に転換することは認められておりません。常勤職員として任用するためには、あるいは任用されるためには、競争試験または選考を受けていただく必要があることとなっておりますので、そういう簡単なことではないのかなというふうには思っているんですけども、現時点で何ができるかということまでお答えできないところがございます。

いずれにしましても、県では、これまでも直面する行政課題に的確に対応するよう、常勤職員が対応すべき業務については常勤職員を、会計年度任用職員による対応が可能な業務については会計年度任用職員を、それぞれ適正に配置するとともに、会計年度任用職員が業務に従事する場合でも常勤職員がしっかりと業務管理を行うなど、両者が適切な役割分担を行いながら県政運営を行ってまいりました。

引き続き、将来にわたって持続的に発展していくことができる山形県をつくっていくため、不断の見直しを行い、必要な体制を確保しながら、県政をしっかりと前に進めていきたいと考えております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋(啓)委員 知事はあんまり、今ここにいる人方はほとんどわかんないと思うんですけども、県の職場でも、私、昭和四十六年に採用されたんですけども、その前だね、昭和三、四十年前後だと思うんですけども、臨時職員が多くて、それを正規化するために試験を行って定数を増やしてきた時代があったんです。

先ほど知事のほうから、会計年度任用職員の定型的な云々というのはあるんですけども、ただ、山形県行財政改革推進プラン二〇二五の中で、若手職員の働く意欲に関するアンケート調査結果が載っていて、離職を考えたことがあるかというような問いに五五・九%の若い方々が「ある」と答えている。その中で、「業務面での不安」が五八・七%。その内容を見ると、「時間外勤務が多く、私生活の時間が全く確保できない」、それから、「人員が減らされていき、業務がどんどん多忙になっていく不安がある」「家庭状況、出産・子育て、親の病気等への配慮が薄い」。本当にぎりぎりの状態で仕事をしているというような状況だと思うんです。

そして、DXの関係含めて大分進んできて、仕事量も前と大分変わってきているんだかもしれないけれども、その時間外がなくなると、そこから人がまた減らされてくる。余裕がないんだね、全然余裕がない。

前はね、もうちょっと忙しい中にも余裕があった。物すごく精神的にも追いやられる状況があって、私は今の状況は、ちょっと異常な状況になっているかなというふうに思う。あるいは、地球が狭くなったからというふうに感じるかどうかなんですけれども、前だったら、公務員に採用になったら辞めるということはなかったですね。学校の先生も、県も市町村もそうなんでしょうけれども、それが今、非常に多く辞めるような状況になっている。

やっぱり働き方に対する捉え方をもっとしっかりしていけないと、持続可能な職場環境になっていけないというふうに思うんですよ。ここをどういうふうにつくっていくか。今度面倒見過ぎると、あまり構うなって話にまたなってくるね。個人情報だから入らないでくださいという話にまでなってくる。

前は、家庭環境含めて全部、職場の人方が分かっている、家庭状況が大変だったら休めとか何とか、そういった話あったんで、今そういうふうな状況が職場の中になくなってきている。これ個人情報のそれはそれで限界もあるんだかもしれないけれども、何かね、ぎすぎすしているというか、ロボット化しているみたいな職場になっているもんだから、ここはね、もうちょっと血の通った職場に変えていく必要があるんでないかなというふうに思っていますね。

本当に今、特に、コロナ禍になってから、そこは異常な状態だ。人との交流が非常に薄くなっているし、会話そのものも不十分になっている。懇親会の日程だってメールで送っているような状況だから、みんなで今日酒飲みすっぞと一言話したっていいんだけど、そういうような状況にもなってない。

ちょっと、人間関係をどういうふうにつくっていくかということもやっぱりやっていけると、昨日の孤独死の関係含めて、びっくりしたね、あれだけの方々が孤独死で亡くなっている状況、地域の中でもそういうふうになってい

る。職場の中でもそういった人間関係できなくなってくるという、非常に大変だというふうに思っておりましたので、ぜひ、人の関係含めて、もうちょっとね、前に出るような形を考えていかないと、本当にぎりぎりの状態だと思います。

そして、県の動向が市町村のほうにも跳ね返ってくる。県でも人を採用しないんだから市町村も採用しないと。あるいは今回の災害の中でも出てきたのが、技術職員いなくなっているんですね、小さい市町村では。だから技術職員もいない、本来の自治ができないような状況にまでなってきた、県で助けてくださいというふうな話でないと思うんです、本来は。

そういった部分からすれば、もっとやっぱり自分の足元からしっかり対応していくことが私は求められてくると思っていましたので、ぜひ、これは人事含めて、もうちょっと対応の仕方を丁寧にしていただければありがたいと。

そして技術職員の関係も臨時で対応しているところもある。ここは、現場、人事当局もしっかり見て対応するようお願いをして、次の質問に移っていきたいと思います。

次、地方公務員災害補償基金山形県支部の組織の充実についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

地方公務員等が公務上や通勤による災害を受けた場合に、その手続や補償をするための事務を行っているのが地方公務員災害補償基金山形県支部で、窓口が総務厚生課になっています。

基金支部は、本来、任命権者が行うべき補償の実務をその任命権者に代わって行っていますが、その事務処理は専門の職員が配置されているわけではなく、兼務で仕事をしていただいております。

私も、昭和五十七年から公務災害の認定に関わってきましたが、現在の事務局体制では、地方公務員災害補償法の第四十七条二項に定めている公務上の災害の防止に関する業務に努めなければならないといったことが行える体制になっていないというふうに思います。

事務のほとんどが申請された内容を審査して公務起因性があるかどうかの判断事務と認定後の給付事務になっております。判断するためには専門性が問われ、非常に大変な事務作業になっています。

どれだけの職員が対象になっているかといえば、約三万五千人、県や市町村・学校・警察・水道・消防職員が対象になっています。被災職員が勤務している所属の長が申請するわけではなく、あくまでも申請は被災職員がすることになっています。制度を知らなければ、何の補償もありません。

そこでお伺いしますけれども、兼務で事務を行っていただいておりますが、対象者の権利が守られているとお考えなのか、併せて今年度は何件の申請があったのか、あったとすれば内因性のものと外傷性のものが何件なのか、そして通勤災害の件数についても総務部長にお尋ねしたいと思います。

○柴田委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答え申し上げます。

地方公務員災害補償基金山形県支部では、県のほか、県内の市町村、一部事務組合等の計五十二団体、約三万五千人の職員を対象にして、公務災害及び通勤災害の認定事務や各種補償の実施等を行っており、申請件数は、年間五百件から五百五十件で推移してございます。

今年度一月末時点での申請件数は、公務災害が四百五十二件、通勤災害が二十二件の計四百七十四件であり、例年並みの件数となっており、そのうち精神疾患など内因性によるものは一件で、その他大部分は負傷によるものとなっております。

この公務災害補償制度の運用に当たっては、ホームページにおいて、制度の概要や手続についての説明資料等を掲載しているほか、県の各部局や市町村等の担当者に対しては、事務処理の手引を配付し、制度の周知徹底や迅速な事務処理を図っております。

また、人事異動で新たに支部職員となった県職員には、研修を通して制度や認定実務等の知識を習得させ、迅速かつ適切な事務処理を確保するとともに、被災職員などからの公務災害に関する相談にも適切に対応することで、必要な職員に補償制度を活用いただけるよう支援を行っているところでございます。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 部長、ありがとうございました。

今の話によると、やっぱりほとんどが外傷性の申請ですね。内因性のやつってのは非常に分からない、一般的に捉え方がなっていないというふうに思います。

内因性の関係で、脳とか心臓、そしてあと精神疾患の関係ですね、これが非常に重要なことになってくる。この部分が全然、ほかの職員もそうなんでしょうけれども、中身が分からない。業務遂行性なくても脳や心臓の関係は認定になるんですけれども、外傷性の部分って、ほとんど仕事をして業務遂行している中で起こるやつ、内因性のやつは、必ずしもそういうふうな状況でなくてもなってくる部分あるんですけれども。そういった中で、せんだつても、精神障がい右肩上がりしているって、これ二〇二三年度の民間の労災認定で過去最高になっている話がマスコミで

流れていたんですけれども、今の県の関係からするとね、全くほとんど出していないというふうな状況だと思うんです。

私、職場におけるパワハラが原因で命を落とした案件にも関わって来ましたけれども、ほとんどが申請行為ない、ほかの部分はないと思います。そして、県の職場でも、長期休職を取っている方々の原因を聞いてみて、仕事に関連して休んでいる人が多いと私は思っている。

ただ、職場の人といろいろ話して、これ公務の危険性どうですかというのと、そこまでは追及していませんね。非常にもうちょっと丁寧に入っていくと、その部分が、業務の起因性が出てくるんだというふうに思いますけれども、相当因果関係ないとなかなか認められないということもあるんですけれども、その頭がないです。所属の段階でのその考え方が非常に薄いというふうに思っておりました。

さらに、制度を理解していないことによって誤った判断をしている部分があるというふうに思っていました。公務災害の申請に当たって、これまで何人かから出てきた言葉なんですけれども、本当にびっくりしました。基金支部の支部長って誰かかというのと、知事なんですね。知事に申請をするんです。知事に申請をするってなってくると、「知事に対してうまくないんでねえか」と、こういうふうな話になってくる。「後々何かないんだか」と、こういうふうなことまでなってくる、これは本当に制度が正しく理解されていない部分だと思うんです。

これ、使用者方が負担金を出して公務災害の財源をつくっているんですけれども、言ってみれば保険と同じ適用なんです、本来はね。そういうような考え方が根底にないものだから、申請そのものになっていないというのが状況だというふうに思っていました。

ぜひ、そういった面では、この制度の周知をどういうふうにして図っていくかということが非常に重要だというふうに思っています。そのためには、今現在の支部のプロパー化、専門家をつくって対応していくような状況にしていけるべきではないかというふうに思いますけれども、今の状況では、私は対象者の権利が守れないというふうに思っていましたので、そこら辺について、組織の問題ですね、それをどういうふうにしてやっていくのかお尋ねしたいというふうに思います。

○柴田委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答え申し上げます。

本県支部の人員体制に関しては、県の職員が地方公務員災害補償基金の事務を行っていることについては、基金は、地方公務員の使用者である地方公共団体に代わって職員の公務災害補償を行うものであることから、地方公共団体との緊密な連絡や連携が必要とされ、県の職員が基金の事務を行うことで、基金の業務運営の円滑な遂行に資することができるという考えに基づいております。そのため、全国の支部においてプロパー職員を配置している事例はなく、県の職員等で効率的に運用が図られているところであります。

その中で、基金が取り扱う事案の状況として、精神疾患に関する事案が増加しており、令和五年度における申請件数は全国で二百六十六件と、前年度から四十二件増加し、三年連続の増加となっております。

精神疾患については、様々な要因が複雑に絡み合って発症に至るものとされておりますが、精神疾患に関する事案が発生した場合に、公務災害の認定申請に結びつかないことがないよう、各所属や職員に対して、公務災害補償制度や災害発生、補償の状況等に関する情報提供や研修の機会を通して、制度の一層の理解促進を図ってまいります。

また、支部職員においては、引き続き、研修等を通じた知識の習得を図り、職員からの相談にも適切に対応できるようにし、円滑な認定請求、迅速かつ公正な補償が実施されるよう取組を進めてまいります。

また、基金本部では、公務災害の発生を未然に防止することが極めて重要と捉えており、メンタルヘルス対策に関する各種事業として、地方公共団体の担当者を対象にした研修会の開催や、メンタルヘルス対策全般に関しアドバイス等を行う相談窓口の設置など、取組を強化しております。

本県支部においても、今後、市町村等と連携したメンタルヘルス研修会を実施するなど、職員の精神疾患の発症防止に向けた事業を積極的に展開するとともに、市町村等を含めた各任命権者・所属に対し、公務災害の発生防止に向けた取組を強化するよう働きかけてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 少なくとも兼務でなくて専任を考えていただきたいというふうに思います。

今、基金本部の対応の仕方を含めた話ありましたがけれども、残念ながら、災害発生を止める取組というのは全く不十分なんです、全体的に。現場に行って仕事で悩んで、そして休職三年やって、そのまま退職に結びついてくる。結構出ている。

大分、今、精神疾患の対応、職場復帰の関係含めて以前と大きく変わってきていますけれども、先ほどの若者のアンケートの中でも、仕事が増えてきている、人間関係も非常に大変な中で起きている状況からすると、その精神疾患を発症するような状況になったときに、公務でなったというふうに認められれば、それ休職でないですよ。ちゃん

と保障されて休むことができる。そういうような状況になっていないわけだから、そういったことが全体的に、例えば県の職場でもそういうようなものが全体化されれば心配ありませんよ。

先ほど、学校現場あるいは出先のほうに行っていて休職している人の方の話聞いたときに、いやそれは基金のほうとも話をして精神疾患かどうか、いろいろ研究した結果ならなかったって、そういうような部分だったら分かるんだけど、そこまで持っていったくないんですよ。入るまででない、入ったらまた別なんですけれども、その対応までならない。

だから、ぜひ、これ県職員だけでなく、さっき言ったように対象者が三万五千人いる中で、分からなくて受けられないことを考えれば、権利の後退になってくるわけだから。そういった状況の改善を図ってることが非常に重要だと。

全国的に見ると、例えば、消防の現場だとパワハラもすごいんですよ。そういうふうなことを県内の例えば消防のほうにずっと普及の取組をしていく、そういった取組が出てくるわけだから、そこが今抜けているというようなことなんです、私言っているのは。そこは、やっぱりぜひ専対化含めて考えていただければ非常にありがたいというふうに思っていました。

ぜひ、これ知事ね、なるかならないかでは本当に違います。ぜひ、中で専対の部分含めて考えていただければありがたいというふうに思います。

部長、ありがとうございました。

教育委員会のほうに移っていきたいと思います。

教職員の配置状況の関係についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

学校現場の職員配置の状況についてお尋ねします。

山形県市町村教育委員会協議会の令和七年度の県に対する要望の中に、定数に満たないまま新年度を迎えた学校があったことや、産前産後さらには育休の代替職員が配置されない現状が記載されていました。また、高校の現場におきましても代替教員が見つからない話をお聞きしております。

そこで、現状がどうなっているのか、最初に教育長にお尋ねさせていただきたいと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 教員配置の現状について御答弁申し上げます。

教員の大量退職に伴う新規採用者の増加により若手教員が増えたことで、産前産後休暇の取得者数が増加傾向にあります。また、男性職員の育児参加を推奨し、育児休業の取得を積極的に推進しておりますことから、男性職員の育児休業の取得者数も年々増加しており、休暇・休業取得者の代替職員の必要性が高まっております。

その一方で、教員志願者数の減少等により代替教員の成り手が不足しており、未配置の状況は、標準法の基準日であります令和六年五月一日現在の状況についてですが、欠員補充につきましては、中学校で短時間もありますものですから三・五人、それから特別支援学校では三人ということで、計六・五人となっております。

それから、代替教員につきましては、小学校で六人、中学校で二人、高等学校で一人、特別支援学校で四人ということで、計十三人となっており、合わせて小学校で六人、中学校で五・五人、高等学校で一人、特別支援学校で七人ということで、十九・五人というような未配置の状況となっております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 ありがとうございます。

もっと人数いるのかなというふうに思いましたけれども、五月一日現在ですね。そのあと、一昨日の五十嵐委員が発言した育休の関係なんかいろいろ出てくると、そこに対しての対応って非常に大変な状況になっているお話を聞きました。

それで協議会としてもいろいろ努力していただいていると思うんですけども、やっぱり未配置によって、児童生徒に非常に影響を及ぼすわけですから、そこをどういうふうにして改善していくかというのは非常に重要だというふうに思っています。

それは職員定数が決められている中で、正規職員の割合がどうなっているのかという、ここについてお尋ねしましたところ、小中学校で九三・九%、高校で九二・七%というふうなことで、確かに子供の變動あるいは学校の統合なんかもあって、必ずしも一〇〇%まで置くというような形にはならないにしても、この現行の割合を引き上げていくことが私は大切じゃないかなというふうに思っていたんですよ。

そして、教育長からも五十嵐議員のほうにもお話あったように、育休の関係でも五割だから、それをさらに引き上げるというようなことになってくると、もっと人員が必要になってくる。それに加えて団塊の世代の大量退職の時代を迎えて採用者も大幅に増える中で、臨時で勤めていた先生方が正規採用され、以前のように代替の先生がいなくなっている、物すごく少なくなっている。少なくなっているというよりも、採用なくなってしまっているから、その枠が

なくなっている状況になったもので、そういった状況を含めると、やっぱりさっき言ったパーセントを上げる努力をしていくことも重要ではないかというふうに思うんです。

ただ、一方では、そこあんまり上げ過ぎても、今の倍率見ると非常に不安だという現場の声もある。誰でも教員になれるような状況でもないというような状況もあって、非常に難しい部分はあるんだかもしれないけれども、本当に教育職場が働きやすい状況になって、もっと倍率が高くなるような状況になれば違ってくるんだと思うんだけど、どっちにしても定数を増やす、パーセントを上げる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、その点どうですか。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 正規職員の割合を増やすというようなお話でございました。

今、委員のほうからもるる御説明がございましたけれども、急速な少子化による児童生徒数の減少に伴いまして、学級数の減少のみならず、特に小中学校におきましては、学校の統廃合も急激に進んでおり、市町村が公表している計画等によれば、令和十年度までに小中学校合わせて、さらに二十校程度減少するとされており、今後も教職員定数の減少が続くことが見込まれております。

このため、正規教員の採用数を算定する際には、定員管理上、正規教員数が教職員定数を超えることがないよう、あらかじめ一定数の臨時的任用職員の配置を織り込んでいくところであります。

教員採用試験の合格者がそういう状況であります。合格者が採用を辞退したり、様々な事情から定年前に退職する教員もいらっしゃいますことから、結果として正規教員の割合は、当初の計画より低くなってしまおうという傾向にあります。

このような中、県教育委員会といたしましては、安定的な学校運営のため、教員の確保は極めて重要な課題であると捉えておきまして、その解決に向けて様々な取組を行っております。

例えば、受験者から本県を選んでもらえるように、教員採用試験説明会におきましては、令和五年度から、特に担任業務にかかる負担が大きい小学校の大卒新採教員の負担を軽減するため、本県が全国に先駆けて導入いたしました新採教員育成・支援事業の取組を紹介し、本県が新採教員を大切に守りながら育成していることについて周知を図っているところであります。

また、現役の教員につきましても、外部人材の活用等により業務軽減を図るなど、働き方改革を推進し、教員が長く働き続けることができる職場づくりに努めているところであります。

さらに、臨時的任用職員の確保に向けましては、経験豊かな退職教員一人一人に対しまして電話や手紙などにより代替教員としての勤務を粘り強くお願いしておりますほか、県のホームページや、SNSでの情報発信、県内のコンビニエンスストアでのポスターの掲示など、様々な手段により教員募集について周知をしているところであります。

加えまして、代替職員となる新たな人材の掘り起こしを図るため、教員免許を持ちながら教員としての勤務経験がない、いわゆるパーパーティーチャーや、現在は教壇から離れている教員経験者を対象とした説明会を、今年度は県内四地区で開催し、六十三名の参加を得て、十九名の講師登録につなげているところであります。

県外におきましても、今年二月、現役教員を対象とした山形教員 I J U ターン個別説明会を東京都内で開催し、その結果、十八名の方から個別の相談をいただき、うち三名の方に講師登録を行っていただいております。

このような要請や説明会の際には、家庭の事情によりフルタイムでの勤務が困難な場合には短時間の勤務を提案するなど、働き手の事情に合わせ柔軟な対応を行っているところであります。

さらに、令和七年度は、希望する職種や校種、勤務地や勤務形態などの諸条件について、応募する側と県教委がそれぞれ登録を行い、双方向に情報を交換しながらマッチングするシステムを新たに構築することで、人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き知恵を絞りながら、あらゆる方策を講じまして、必要な教員の確保に努めてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 どうもありがとうございます。

先ほどの正規職員の比率の関係というのは、私が教育庁の学事課にいたときと、そんなに変わらないみたいな感じするんですよ、本当に。ただ、先ほど言ったように、一番大きく変わってくるのは育休の関係、先ほど知事からあった育休の関係が非常に大きく関わってきている部分ありますので、そこを九三%を九五%までなんというふうになったとき、かなりの人数になってきますけれども、一%だって百人ぐらいになってくるわけだからね。

そこは少なくとも上げる対応をしていくことが、私は現場段階、現場でも困っている、現場の人に探してくれと言ったって本当に探すの困っててね、教育長からもあったけれども、隣の県まで話している状況があったんですね。

今は都会のほうは、Uターン関係の人方だと戻ってくる。前はそうでなかったからね、なかなかUターンの部分に

は手を入れなかったんです。

そういった状況ありますけれども、ぜひそのパーセントのやつ、正規の関係、前に進むような形で対応していただければ、少しは変わってくるのかなというふうに思いますので、その点も考慮して対応していただければありがたいというふうに思います。

最後に、学校事務職員の処遇改善の関係についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

学校事務職員、県立学校だと県の職員だって分かるんで、小中学校の事務職員というのは、県の職員だというふうにみんなは頭さ入っていましたか。——入っていますか、なら大したものだ。

なかなかね、あんまり一緒になっていないものだから、学校の事務職員って県費職員なんです。ほとんどが一人か、大規模校だと二人ぐらいいるというような状況ですけども、ほとんどがいない状況です。

そういった中で、現在、三百人弱の人数が学校事務職員、県内にいるんですけども、課題がね、金が上がらないんです。学校事務職員の金が上がらないというと、ちょっと変な話かもしれないけれども、今、物価高騰も受けて、全国的に国を挙げて賃金上げろと、こういうふうな運動しているときに、その処遇の関係、なかなか学校事務職員のほうに反映していないというような状況なんです。

今言ったように、大規模校除いてほとんど一人で事務をつかさどっていただいております。一人の職場ということもあって、県立学校の事務と異なって、昇任にしてもほとんどの方が行政でいうところの主査級・四級です。四級、五級、六級ありますけれども、六級になると管理職です。四級あるいは補佐級・五級で終わって、管理職である課長級・六級には行っておりません。

管理職登用がないため主査級の事務主査から補佐級の事務総括への昇任が滞り、行政職給料表の四級への在級が長期化するばかりか、その職務の級の最高号給に達することによって昇給抑制年齢である五十五歳を超える前に、実質昇給が停止してしまうというような現状です。止まってしまうんです。

これ、学校事務職員の職務内容を旧態依然の考えで評価しているため発生している問題だというふうに私は捉えています。二〇一七年に学校教育法が一部改正されて、学校事務職員の職務規定も学校運営になくはならない存在として、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と変わり、同年から学校事務の共同化が動き出しています。

教育委員会として、小中学校事務職員の処遇改善を図るべきと考えますが、教育長いかがですか。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 市町村立学校の事務職員は、県費負担職員として各学校に一名、あるいは二名配置されておりまして、教職員の給与等の支払いに関する事務のほか、市町村から配分されます学校運営に係る予算執行業務など、市町村立学校の事務運営を支える役割を果たしていただいております。

こうした中、平成二十九年四月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、複数の学校の事務業務を共同で行うことにより、学校間の事務の標準化、それから教材などの共同購入による調達コストの削減、OJTによる事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる適正化や効率化を目指すことを目的にいたしまして、共同学校事務室の設置が可能となりました。

これを受けまして、県教育委員会では、事務の共同実施に向けて、平成三十一年二月ですけども、モデル校における学校事務の連携・共同実施要綱を作成し、共同学校事務室設置の主体となります市町村教育委員会にお示しをしたところであります。令和六年度は、県内四地区において計五十九のグループ、二百四十七校で事務の共同実施が試行されておりますが、現段階では、各市町村教育委員会において共同学校事務室の設置には至っていないという状況になっております。

他県におきましては、共同学校事務室の室長を管理職としているという例もありますが、共同学校事務室の設置につきましては、市町村が判断いただくこととなりますので、県教育委員会といたしましては、他県の状況なども提供しながら、市町村から相談等があった場合にはしっかりとお話を聞いてまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（啓）委員 教育長、どうもありがとうございました。

言われておる学校事務の共同化の関係は、市町村に県のほうでお願いしてつくるしかない状況ですから、それはそれだと思えますけれども、今の処遇がずっと続くというのは、私はいかがなものかなというふうに思ったんですね。本当に、働いていて希望を持って勤務できるような状況でない。ストップされるわけだから、何ぼ頑張っても評価が高くてストップなるような状況になっている。そこは次世代育成の関係からいってもいかがなものかなというふうに思います。

人数的には三百七十七人職員がいる状況から、それ一人もいないって、これ私は、他県の動向云々でなくて、山形県としてどういうふうにして持っていくかということを考えていいと思うんですよ。どうしても、さっき言った人の問題もそうなんですけれども、あるいは政策も同じですけども、必ず他県がどうなっているかというふうな話をする。

それよりも、自分たちがこの地域の中でどういうふうなものをつくっていくかというようなことをやっぱりやっ
ていかないと、そこがやっぱり分権だと思うんですよ。国から言われたからやるとか何とかでなくて、だから人材の問題も
そうなんですよ。国から言われて、ここは外せ、いや指導だから強制ではないというような話になるかもしれないけれど
も、それは違う。置かれている状況をどういうふうにして前に進めていくかというのが、私は基本的に、皆さん方に
してもらわない限りは前に進まないわけですから、そういった対応でしていただければありがたいというふうに思
います。

以上で終わりたいと思います。

○柴田委員長 高橋啓介委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 零分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。伊藤重成委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願
います。

伊藤重成委員。

○伊藤（重）委員 改めましておはようございます。今日は同僚議員に御配慮いただき、質問の時間帯をいただきま
したことに、まず御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

そして今日は、質問の内容は教育行政に関わる全般について、高橋教育長に全ての時間を使って質問したいと思
いますので、どうぞ嫌がらずに、気持ちよく御答弁いただければ幸いと存じます。

三月一日に、我が母校、新庄北高の卒業式に同僚の小松議員と出席させていただきました。学校は今度、新庄志誠
館高校ということで、新庄南高とともに生まれ変わる時期が来ます。久々の卒業式に参加して、校歌と、あと応援団
の歌で「門出の歌」というのがあるんですけども、二曲歌わせていただきまして、久々に高校生に少し戻ったよう
な感じがしないでもありませんでした。

校舎は、私が十八歳、高校三年生のときに、夏休みに自分の机と椅子を自分が新しい校舎に持っていくという原則
にのっとって引っ越した思い出があります。そういう意味では、体育館の天井なんか見ると、やはりかなり傷んで
いるなという感じがしました。

地元の同窓会、新庄南高、北高の同窓会の皆様が知事のところに、新校舎をぜひ建ててほしいということで要望に
参りましたら、前向きに考えますということで御答弁いただきましたことに改めて感謝申し上げたいと存じます。

しかしながら、何分これは用地の関係とかあれば、新庄市、新庄市教育委員会との様々な詰めも必要になってく
ると思いますが、いずれにしても、早めいろいろなアプローチをしないと、先ほど申したように、もう五十年たっ
ている校舎ですので、子供たちの安全安心という観点から見れば、早期のそういう打合せに入っていただきたいこと
を御要望申し上げたいと存じます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

皆様のお手元に今日の質問項目が入っていますけれども、最初は、高校における中途退学についてということで質
問したいと存じます。

吉村知事は、先般行われました知事選挙では、「チャレンジ五・〇」ということで、それぞれ「県民が幸せを実感
できる山形県」「安全安心に暮らせる山形県」「誰もがいきいきと働ける山形県」「関係人口と交流人口の拡大による
元気な山形県」そして「県民一人ひとりが輝く山形県」ということで打ち出しました。

その中で、教育関係では、「質の高い教育環境の整備」、そして「ものづくりの人材育成」などとあり、そしてさら
には、「児童生徒が『もの・こと』を生み出す楽しさを体験できる機会の充実」「高校生や大学生等が先端技術を習得、
活用する機会の充実」ともあり、施策が具体的に進展するよう期待しております。

ここでは現状認識を述べながら、課題解決に前進することを念頭に置き質問したいと思います。

委員の方々には、まず資料を御覧いただきたいと思います。（画像を示す）

こちらは、高等学校における中途退学者の推移です。令和の数年では、公立、私立含め、毎年約三百人、四百人近
く退学者が出ている数となっており、北村山高校の定員というのは今三百六十名ですから、学校一つが消えるぐら
いの退学者が出ております。中退率で言えば一割前半と言えますが、私の実感覚では、やはり多いのではないかと感
じます。

では、どんな理由が退学の主なものかと申しますと、これも資料から見ると、最も多いのは進路変更で、二番目が学校生活・学業不適應と続きます。

昭和の世代真ただ中で育った私としては、「おいおい何やってんだ、学校生活になじめないということは団体生活ではあることだろう。我慢してやっていればそのうちできるようになるよ」と思うし、また、「進路変更、自分なりに勉強し家族にも応援してもらって高校に入ったんだから、ゲームのようにそんなに簡単にリセットなんかするなよ」と、つつい思ってしまう。

中学校という義務教育から巣立ち、自身が選択する大きな変わり目になるわけですから、それなりにやっぱり新しい高校では期待と不安が入り交じるんだと思います。当然です。しかし、三百人というのはやっぱりかなり大きな数字です。

現状のこの状況を教育委員会は、まずどういうふうに捉えているのか、最初に教育長に質問いたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 本県の高等学校における中途退学者の数ではありますが、記録が残る平成十四年度——今から二十年前になりますけれども——では、公立、私立合わせまして七百三十七人で、中退率は一・七%でありました。これが令和五年度は三百七十二人で、中退率は一・四%となっており、年度により若干のばらつきはありますけれども、減少しておりますとともに、この間、本県の中退率は、全国の中退率をおおむね下回る水準で推移をしております。このことは、日頃からの教員による声かけや面談など、生徒一人一人に丁寧な指導をしてきた結果であろうというふうに考えております。

なお、参考までに申し上げれば、本県の公立高等学校における中退率につきましては、公立・私立を合わせた本県全体の中退率より常に低い状況で推移をしているところであります。

中途退学の理由は様々あるかと思えます。生徒が自分自身の将来に向き合う中で、主体的に中途退学を選択する場合もあるとは思いますが、生徒が自ら選んで入学した高等学校でありますので、生徒それぞれが三年間の高校生活を全うし卒業できますように、引き続き丁寧な指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 ありがとうございます。

今、答弁にありましたように、教育委員会としては、常に生徒に寄り添って指導しているということで、それはそれで感謝申し上げたいと思います。

ですけれども、やはり常に生徒の身に寄り添って、なるべくこれを減らしていくということが大事だと思います。減らすにはいろいろな分析も必要だと思うんですね。やっぱり生徒がどういう考えで高校に進学してきたのかということをもとにいかんかなければならないと思います。

そういう意味では、データの的には、高校は普通科と産業科というふうに大きく分けるとすれば、そのどちらが多いのか、もしくは、学年別ですと、学年別でどういう段階で退学する時間帯になるのか、そういうデータというのはどういうふうに捉えているのかお尋ねしたいと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 中途退学の状況ということになりますが、本県の県立高等学校の中途退学の内訳につきましては、まず生徒数が最も多い全日制で見ますと、学年別では一年生の中退率が最も高く、学年を追うごとに下がっていく傾向になっております。

学科別では、年度により変動もございますけれども、普通科に比べ専門学科や総合学科のほうが、若干ではありますが高退率が高い傾向にあるというふうに認識をしております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 私が想像していたのとは、ちょっと若干違うのかなと。私の想像では、普通科の生徒のほうが中退することが多いのかなという想像だったんですが、今、御答弁の中では産業科等のほうが上回っているということのようです。

やはり産業科に行く生徒というのは比較的、将来自分の目標というのをある程度想像して行く生徒が多いのかなと。そのための勉強ということで行くにもかかわらず多くなると、やっぱりどこかにそこがあるのかなと。

そういうことをやはり出身の中学校、進路指導のときに、その産業科というのはどういう学習内容をするのかというふうなことまで、進路指導においてしっかりと、希望が出たときに生徒と進路指導の先生がやり取りするというふうなことは、やっぱりこのデータから見ると必要になってくるのではないかと思うんですが、そこら辺はどういうふうに分析結果を捉えていらっしゃるのかお尋ねしたいと存じます。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 専門学科の中途退学の理由について見ますと、普通科に比べまして学校生活・学業不適應が多い傾向

が見られます。この中には、生徒が入学前に抱いていた学びのイメージと実際の学びの間に相違があったというような要因もあろうかというふうに思います。

そのようなことを避けるために、一般質問でも相田日出夫議員に答弁申し上げましたけれども、中学生に、県立高校とりわけ専門高校の学びの特色や魅力をしっかりと伝え、知っていただくことが重要なのではないかとというふうに考えております。

県教育委員会といたしましては、専門高校の入学体験や学校説明会など、各高校の特徴を直接肌で感じてもらえる機会や、教育委員会職員による中学校への出前講座などの取組を充実強化するほか、県立高校のポータルサイトに専門高校の学びの面白さや楽しさを紹介する動画を新たに掲載するなどして、中学生や保護者、そして進路指導に当たります中学校の教員の皆さんに対しまして、その学びを丁寧に説明する必要があるというふうに考えております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤(重)委員 やはりこの分析結果からすると、今おっしゃったように、今以上にその情報共有というんですか、そういうものを図る必要があるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

そういう中で、進路指導ですよ、進路指導を地元の中学校の校長先生にちょっとお聞きしたら、進路指導は、今はほとんど生徒が御自分で決めることが多いと、親が果敢に口を挟んでくる傾向はなくなってきていると、そういうふうなことを校長先生はおっしゃっていました。

そして今、教育長もおっしゃったように、相田議員の質問の中でも魅力ある高校づくりと、やはりそういうことがしっかりと展開していくということが大事なことだと思ひます。

実は、私たち県議会では、昨年、久々に海外政策課題調査事業ということで、私の所属するチームでは、ドイツにおける学校制度、大学と企業の連携を調査しました。

それで、義務教育の小学校三年生の十歳になるときに、ドイツでは自分が将来、職業系の高校・大学へ行くのか、もしくは総合系の高校・大学へ行くのか、一つそこを選ぶ起点があるそうです。そこはシステムですから、そういうことがまたドイツのものづくりの基盤となっているということも現地で説明しておりました。

ですけれども、やはり早めの準備ですよ。将来、自分がどういうふうな人生設計、小学校三年生、十歳にそんなこと言ってもなかなか分からないと思ひますけれども、ただそういう選ぶことによって、そこで一つの御自身の、自分の考えをまとめていくという時間帯が出てくるんだと思ひます。

そう言いながら、やはり進路変更は増えているというふうな答えも確かにありました。一つの利点としては、早めに選ぶことによって離職率が低いというふうなデータもそのときお示しいただきました。

やはり一定程度の職業感を持ち合わせるということは、大事なことだと思うんですね。早ければ早いほどいいと思ひます。高校行ってからも、そういうお子さんのほうが学校生活に対する期待度なり熱量というのは、また違ってくるのかなというふうな気がするんですね。

そこで、キャリア教育というのがやっぱりまた一つ大事なことになるのかなと思ひます。キャリア教育ってひとといてみると、文科省の資料なんか見ると、キャリア教育とは一九九九年から始まっており、一言で言えば、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることというふうにあります。

それで今、山形県の小中学校では、キャリア教育等を行う上においては、キャリア・パスポートというんですか、(画像を示す)これを利用して、ここに御自身が、児童生徒が学校で経験したことをここに書き込むと。それでその書き込んだことを先生がしっかりとフォローするというふうになっていて、すばらしいんだと思ひます。

私の時代と比べようもないんですけれども、そのキャリア・パスポートの中には何を書き込むかということ、例えば、その子の自己管理能力、課題対応能力、社会形成能力、そしてキャリアプランニング能力というのがあって、そこに一つ一つ小学生から中学生まで書き込むと、先生がそれを見ると、この子はこういうふうなことを考えて、こういうふうな育ってきたということがバックナンバーのように見えるわけですね。いやこれは大したもんだと思ひます次第です。

でも、その中で、やっぱり中学校二年生と小学校五年生では、職場体験、職場見学というのがそれぞれ一回ずつあるんですね。そこにも働くことについての今の考えや職場体験活動を通して自分の伸ばせたとこ、新しく自分の発見したところ、そして職場体験活動を終えて、自分がまさしくこれからの進路をどうやって考えていくかということも、しっかりと考える時間帯が出てくるんですよ。

やっぱりそれは非常に大事なことなんですけれども、ただ、一部の方々に聞くと、小学校でのキャリア・パスポートと中学校でのキャリア・パスポートに連携性、連続性が、何かあまり、必ずしも連携していないというふうなことをおっしゃる先生もいるんですね。

そこら辺、もったいないなと思ひますけれども、実際は、そこら辺はどういうふうな教育委員会は考えているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 キャリア教育についての御質問があったわけですが、キャリア教育では、子供たちが社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、自身が学んだ内容が社会でどう生かせるのかを理解するとともに、習得した知識や技能を生かし、どのように社会の発展に貢献できるのか実感することが重要であるというふうに考えています。

御紹介のありましたキャリア・パスポートは、新しい学年の始まりに当たり、児童生徒が将来の夢や就きたい職業、それを実現するために身につけたい力、そのために取り組みたいことなどを目標として記載し、学年の終わりには、職場体験などキャリア教育を通して頑張ったことや、身についた力などを自己評価し、次年度の目標や取組へとつなげていくという内容になっております。

キャリア・パスポートを通じて、児童生徒は自分がどのようなことに関心を持ち、どこに強みや弱みを感じているのかということを感じたり、自分らしい生き方や自分に合った職業について考えを深めたりします。担任は、児童生徒の興味・関心や適性、希望する職業等を確認しながら、日々の指導や進路指導を行っていくということになります。

このように、キャリア・パスポートは児童生徒と教員が一年間の学びを通して得た成長や課題を確認し、次の学年の活動につなげていくものですので、基本的には一冊のファイルにしてずっとためておきまして、進級・進学のために引き継ぐというのが基本になっております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 じゃあ、私の認識の間違いかもしれませんが、小学校、中学校と、それは連続して、今おっしゃったようにファイル化してためておくということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

キャリア教育が必要とされている理由は、これも文科省の資料なのですが、近年の社会環境、経済、雇用の目まぐるしい変化は、子供たちにも大きな影響を及ぼしていると。将来に夢を持ってない子供や、高学歴なのに職に就かない若者などが増えてきていると。社会の変化を恐れず、対応する力をつけ、自分の力で未来を切り開くために、生き抜く力を形成するキャリア教育が必要なのだとあります。

そういう中で、先ほど申したように、目的を持つということで、職業見学、職場体験ということがやっぱり大事な要素になってくると思うんです。ですから、この要綱の中で、四つの力の中で、キャリアプランニング能力というのがあるんですけれども、ここをどういうふうに養っていくのかというのがまた一つの大きな起点になるんだと私は思います。

職場体験などでの好事例としては、また資料あるんですけれども（画像を示す）御覧になっていただくと、これはまず鶴岡市にある慶應義塾大学の先端生命研の中学生見学会です。これ、定員が百名で今年は六十七名のお子さんが参加したようです。事務局にお尋ねすると、庄内地域と限ってはいるけれども、内陸からも希望があれば参加できるような話もちらっと、電話での対応ですので確約はできませんけれども、そういうふうな話もありました。

内陸には山大も含めて高等教育機関がありますので、そこまでは思いますけれども、でもやっぱりこういうのを通じて興味を持っていただくと。そして、高校生になれば、今度、高校生のコースがあって、大学は今度、慶應のほうに、湘南キャンパスに入って、それで戻ってきて、先端研で働くという、そういうふうなルートも出来上がっているわけですね。まさしく面白いと。そういうものをやはりしっかりと演出するというのが大事だと思うんです。

それで、右側のほうには、最上総合支庁で、進路を考える学習会というのが行政の分野からやっています。鮭川中学校で今年は二年生がそれに参加したようです。

それで終わった後にアンケートを取るんですよ。アンケートの中には、例えば、公表しますけれども、「なりたいと思っている看護師の体験ができた」「ミスは許されない仕事だけれども、やりがいがあったり、仲間とすることがとてもよかった」。また、別のあれで、「最初の説明では仕事内容が分からなかった職業でも、どういうことをしているか知れてよかった」と。「放射線技師は、レントゲンを撮る向きや角度が難しかったけれども、体験が楽しかった。合格率が九〇%と聞いて興味を持ちました」。しっかりしていますよね。「医療関係の仕事に就いてみたいと思いました」というのもあります。

もう一つだけ披露すると、「介護福祉士は、利用者さんが安全に過ごしてくれるように声をかけたり、利用者さんのペースに合わせて車椅子を押したりすることが大事だと分かりました」「看護師は、患者さんが不安のないようにサポートし、血圧が高い方にはお薬を飲んで血圧を下げたりしてサポートしていることが分かりました」「私は介護福祉士になりたいと思ったので、これからも介護のことを勉強したいです。お母さんのような介護をしたいです」という、そういうアンケート結果もあります。

ですから、こういうゾーンになるべく早く、中学校のときにやはり経験を積んで、そういう気持ちに導くということが私は非常に大事だと思うんですよ。

その割には、小学校五年生と中学校二年生のときにしかそれをやらないというのは、これももう時間帯で言えばもったいないと。やはり小学校五、六年生、中学校一、二年生でもしっかりとそういう体験をさせることが私は大事だと思うんですよね。

ちょっと失礼かと思えますけれども、先般発表された県立高校の志願者の倍率を見て、一部を除きほとんど定員割れの状況ですよ。そうであれば、受験競争、今そういうふうにあまり言わないのかもしれないかもしれませんが、受験競争は本当にゼロに近いものになってきていると。そうであれば、受験勉強とともに、まさしく職業教育に厚みを持たせる時間帯をつくってもいいと思うんですよ、積極的に。そのほうがずっと生きる力がつく可能性が出てくるんだと私は自分なりに考えるんです。ですから、ぜひそういう時間帯をつくる。

でも、これは一つだけ難儀なことがあるのは、企業の御協力を得ないとできないというんですよ。これ企業もなかなか大変です、今人材不足です。その時間帯を取るということは、非常に大変難儀なんですけれども、だけれども、やっぱり手伝ってもらおうと、山形県のために御尽力いただくということを前提にしながら、今言ったような、もう少し職業教育に厚みを出すという山形県なりのやり方を構築していってもと私は思うんだけど、改善点ということを考える時間帯というのはないのか、少しお尋ねしたいと存じます。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 キャリア教育の充実というようなお話だと思います。

時間数について申し上げますと、キャリア教育は、特別活動の時間を中心に取り組みられておまして、学習指導要領におきましては、基本的には各教科ごとに標準授業数というのが定められておしますので、特別活動の時間を時間的に大幅に増やすということはなかなか難しいということがまず基本にあるかと思えます。

その一方で、企業や大学等と連携しながら、キャリア教育として様々な体験活動に取り組むということは、極めて有意義なことだというふうに思います。

自分の学びというものに主体的に向かっていくためには、やはり自分の将来とか実感というものが大事だと思いますので、そういう意味では、様々な体験を通してそういう機会を得るということは極めて重要だというふうに考えております。

県内の小中学校におきましても、そのような取組が行われておまして、例えば小学校におきましては、商工会議所の協力を得て、校内に建設業や食品会社、自動車販売店等の様々な企業の体験ブースを設置しまして、子供たちが仕事の疑似体験や道具・機械等の使用を通じて、働くことの面白さ等を体験する、体感する取組が行われております。

また、中学校では、県内の大学と連携して、アントレプレナーシップ教育に取り組む中で、自分たちの地域をPRするカプセルトイ商品を考案し、それを通して起業家精神を育む取組なども行われているところであります。

このような職業体験等の充実を図るためには、委員お話のとおり、より多くの企業や団体から、あるいは行政から、積極的に参画していただくことが必要でありますことから、県教育委員会といたしましては、来年度新たに学校教育活動に協力いただけます企業の認定制度を立ち上げることとしております。

今後につきましても、地域の企業や大学等と連携し、様々な体験を通じた学びの充実というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 おっしゃったように、やっぱり企業のお力添えないとできないということも事実です。そのためには、今言ったように、時間帯のこまをしっかりと用意するというのも大事だと思うんですよ。連続性がないと、小学校五年生でやって中学校二年生で一回ずつでは、やっぱり少し薄過ぎるんじゃないかと思えます。

ぜひ中で、その文科省の指導要綱その他あるかもしれませんが、山形らしさを出していてもいいわけですから、ぜひ、そういうふうなことでないと、先ほど知事の公約にもしっかりと「もの・こと」に対しての楽しさを子供たちに持ってもらおうというふうに、知事の公約にも載っていますので、ぜひそれを具現化していただきますようお願いしたいと存じます。

次に、中途退学された子供たちのその後の進路ですね、これはまたやっぱり心配でもあります。毎年三百人超えの子供たちが退学するというのは、足し算すれば、簡単に言えば三年間で一千人という大きい数字になるわけですよ。

やはり、今現在の一つの受け手としては、通信制高校ということで、県では霞城学園高等学校と庄内総合高等学校があり、令和六年度、今年度の入学者数は、霞城学園が百三十四名、庄内総合高校が四十九名となっていて、都合百八十三名になっています。この方々も、しっかり通信制で単位を取って、やはり卒業して、自分の未来を切り開いていただきたいと思えます。

単純計算というのがこの問題には当てはまらないことが多いんですが、例えば、毎年三百人ちょっとの退学者が出て、今話したように百八十三名だけが通信制、そのほかにもN高等学校とか私立の慍山（せいざん）というのが通信制あるんですが、そうするとやっぱり二百名近いお子さん、じゃあどこへ行ってしまったのかと。

今言ったように、単純に足し算、引き算できませんけれども、毎年三百人以上の子供たちが退学して、ちゃんと通信制行けるお子さんはいいんですけども、行かなかったお子さんたちは、じゃあ何をやっているかと非常に心配ですし、やはりそういう子供たちが数多くいるということを教育長は認識したことがありますか、どうですか。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 中途退学者の状況についてということで御質問いただきました。

県教育委員会では、公立高校の中途退学者について、退学後も随時、生徒や保護者の相談に応じ、必要な助言を行いますとともに、翌年度に、その後の状況把握のための調査なども行っているところであります。

令和五年度の中途退学者三百七十二名のうち、公立高校の中途退学者は百七十五名となっております。この方々の現在の状況についても確認をしておりますが、全員から回答はいただけませんでしたけれども、定時制、通信制など別の高校や専修学校等に入学、中には高卒程度認定試験の受験なども含みますけれども、そういう形で進路を決定された方が約五割、就職した方が約一割、在宅で求職活動や高校の再受験のための勉強など、次のステップへ向けて準備をしている方が約二割となっております。

したがって、委員御指摘のように、中途退学者の全てが通信制高校に入学しているわけでもないという状況でございますし、私どももいたしましても、その後の状況についてしっかりと把握をしているということについては御承知おきをいただきたいというふうに思います。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 退学する理由によって様々あるかと思えます。やはりそのお子さんたちの行き場とすれば、今言ったように、新たにチャレンジできるお子さんもいれば、なかなかできないと言うなれば、それはフリースクールだったり、フリースペースだったりということに一時的にそこでリフレッシュなり、自分の気持ちを再構築なりすることが大事かと思うんですよね。

その際に、高校だけじゃなくて、出身中学校にもやっぱりそういうデータが行っていて、いろんな理由で退学してしまいましたということ、やはり情報共有する必要もあると思うんですよね。そうしないと、出身中学校のほうでも、出しっ放しとはいかないし、今言ったように退学するにしても、次の進路をしっかりとやはり教示してあげないと、なかなか、若いんですから、これからリベンジして、もう一回勉強し直す、または働くということがやっぱり大事だと思うんです。

そういう意味では、そこら辺、中学校の情報共有も含めて、やはり保護者さん、こういうとき大事ですよ。そういうふうなことでのやり取りというのは、今も一部答弁にありましたけれども、そこら辺はしっかりと認識してよろしいんですね。もう一度答弁お願いします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 中途退学を希望する生徒の皆さんに対しましては、そのような相談があった場合には、生徒・保護者と丁寧な面談を重ねる中で、先ほども進路等の状況を申し上げましたけれども、定時制や通信制高校への転編入学でありますとか、高卒程度の認定試験の受験という機会があると。それから専修・各種学校への入学、就職など、様々な選択肢があるということを前提にお話をさせていただいておりますし、相談にも乗らせていただいている状況でございます。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 ありがとうございます。

先ほど申したように、フリースペース、フリースクールの話もありました。しあわせ子育て応援部ということでの関わり合いも出てくると思います。やはり、そちらに行ったお子さんに対するケアなり、あとは、今言ったように出身中学校がどういう中学校かによって、やはりそういう情報提供も大事だと思うんですよね。

辞めてしまったお子さんというのはなかなか把握しづらいんですよ。ですから、そこは把握しづらいじゃなくて、把握する努力をしっかりとやると。そして、やって、なおかつ今言ったように、出身中学校にもそういう情報を提供していくということが一つのリスク管理になると思うんです。

ぜひ、そこら辺のことも注意してやっていただきたいと存じます。お願いします。

これまでは、主に児童生徒のお話をしてまいりました。ここからは、今度は先生方についてのお話に切り替わりたいと存じます。

少子化が進む現状の中ですが、先ほど高橋委員の質問の中でも、逆に教員の大量退職もあつたりして、教員の採用が毎年二百名前後に上っているというのも現状であります。その採用も、昨今の人材不足、獲得競争というんですか、ということもありまして、大学三年生時に試験を一部前倒して、人材確保に向けた様々な工夫がなされております。

そこで心配されるのは、配慮すべきなのは、やはり、せっかく山形県の教員採用試験を受けて、これから新採教員として勤める方々への指導というのが、またこれ一つ大事な場面に当たってくると思うんですよね。

ですから、児童生徒の研修も大事ですし、新採教員の先生方の研修指導も大事な、両方とも大事です。学校現場では、いじめがあったり不登校があったり、いろんな困難な課題の対応や学校内の人間関係などについて、やはり思い悩む新採の方々もおいでになると思います。

令和三年度に高橋教育長が就任されたときに、私のほうから、最上地区で将来を嘱望された小学校の新採教員が、採用から僅か三か月後に校内の人間関係も一つの起因として自ら命を絶つという事案が発生しました。この件については、高橋教育長が就任して間もない令和四年六月に、同じく予算特別委員会で取り上げました。やはり二度と同じようなことを繰り返してはいけないと思います。

県教育委員会では、やはりそれはショックな事案だと思ったと私は思います。そこから、何を教訓として、新採教員に対する指導を行ってきているのか。そして、採用後に、具体的にどのような研修内容で対応されているのか、例えばパワハラと感じた場合の対処方法などについて、具体的に先ほど申したように、どのように研修されているのかお尋ねしたいと思います。

気をつけなきゃならないのは、常に指導の中で、こうすればできる、ああすればできるという、できる話しか恐らくやっていないんですよ。できない時の話というのは、やりづらいと思うんですね。そこまでちゃんと教えてあげないと、できないという回答が来たときに、じゃあ、どうするんだと。それは、周りでやっぱりワンチームで助けをあげるといふことまで教えないと、できるような話ばかりしたら駄目なんですよ。

そこら辺は、どういうふうなことで捉えて研修をされているのかお尋ねしたいと存じます。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 活気ある学校づくりを進めるためには、教員が生き生きと働くことが重要であります。近年、教員の大量退職・大量採用に伴いまして、若手教員が増加している中、学校が抱えます課題は、大変複雑・多様化しておりますので、学校現場、教育現場といたしましては、若手教員をいかにして守りながら育てるかということが重要な課題になっているというふうに認識しております。

県教育委員会では、令和三年十二月に、若手教員に寄り添った学校の対応の在り方などを盛り込んだ、若手教員育成ガイドブックを作成し、全学校に配付して活用を促しますとともに、新採教員に対するメンター制度を強化いたしまして、経験豊富な教員と年齢の近い先輩教員など複数のメンターがチームを組むことで、新採教員が日常的な学習指導上の悩みや、いじめ・不登校への対応など、学級運営に関して相談しやすい環境整備を行ったところであります。

令和四年度からは、新たに、県立学校はもとより市町村立学校も含め、全ての新採教員に対しまして、県教育委員会の人事担当職員が直接面談を行い、勤務の状況や不安に感じていることなどを聞き取り、課題解決に向けたアドバイスを行いますとともに、面談の状況を学校に伝えまして、必要に応じて学校における支援体制の強化について指導なども行っているところであります。

また、研修におきましては、新規採用一年目の初任者研修の中で、基本的な学習指導や生徒指導に関する対応方法について学んだり、パワハラをはじめ各種ハラスメントへの対処方法について相談窓口を含めて伝えたりしております。

加えまして、採用二年目と三年目に実施いたしますフォローアップ研修におきましては、参加者それぞれがいじめや不登校への対応など研修課題を設定しまして、グループで話し合いながら解決策を見つける実践的な研修を取り入れるなど、切れ目のない支援に努めているところであります。

さらに、令和五年度からは、一人の担任がほぼ全ての教科を担当することになります小学校におきましては、新採教員が採用時から学級担任を担うことは負担が極めて大きいと認識いたしまして、大卒新採教員についてできる限り学級担任を持たせず、教科担任兼副担任として配置し、学級担任を受け持つ場合には、新採教員の授業の代替や担任業務をサポートする支援員を配置する新たな取組として、新採教員育成・支援事業を展開しているところであります。

この取組によりまして、新採教員には週六こま程度の空き時間が生まれ、教材研究や授業準備、学級事務などの時間を確保できるようになったことで、精神的なゆとりにもつながり、この取組開始以降、小学校における大卒新採教員の精神疾患による休職者はゼロというふうな状況になっております。

この取組につきましては、全国初の取組としてマスコミにも取り上げられ、令和五年十二月には中央教育審議会の求めに応じまして特別部会において報告を行い、高い評価をいただいたところであります。これを受けまして、文部科学省では、令和七年度予算において、本県の取組を参考に新採教員を支援する新たな加配措置を盛り込んだということでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き様々な取組により、若手教員が生き生きと学校で働き続けられますように支援に努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 ありがとうございます。

で開催し、それぞれの地区の市町村教育長の皆さんと意見交換を行いますとともに、現地の小中学校の視察を行いまして、現場の実態とともに各市町村や学校の取組や課題について把握に努めているところであります。さらに、委員からの要望を受け、適宜学校視察も行き、校長などとの意見交換も行っているところであります。

さらに申し上げます、昨年度、今年度と第七次教育振興計画策定に取り組んでおりますけれども、教育委員の皆様には、これまで全八回にわたり検討委員会に参加いただきまして、様々な観点から意見をいただいております。

さらに、総合教育会議や公安委員との意見交換、それから学校の式典などに出席し、直接子供たちにお祝いや激励を行っていただくなど、地域での行事にもお力を貸していただいているところであります。

なお、これらの活動に関しましては、可能な限り委員の発言概要等について、県のホームページで公開をしているところであります。

先ほど委員会での質疑の状況について申し上げましたけれども、毎月開催しております定例教育委員会におきましては、プライバシーを含む議案や議会等の前の議案など非公表としているものもあり、委員の全ての発言を公開するものではありません。

しかし、議案等に対し質問や意見をいただきながら会議は進めてございまして、また会議終了後には、開催しております意見交換の場において、事務局から現在の本県教育の現状や課題について情報提供なども行いながら、委員お住まいの地域の状況や日々の暮らしや活動の中で気づいたことなどについて、自由闊達に発言をいただくなど、今後の本県教育のさらなる発展に向けて、建設的な議論をいただいているというふうに認識しております。

例えば、このような中で、委員からいただいた意見や提案に基づき、近年取り組んだ施策といたしましては、県立高校ポータルサイトの創設でありますとか、それからスクールロイヤーの配置などについては、委員からの御意見等もありまして、取り組んだところであります。

県教育委員会といたしましては、地域住民の意向の反映など教育委員会制度の本旨というものを大切にしながら、引き続き本県教育のさらなる振興に向けて、教育委員会の運営というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 伊藤委員。

○伊藤（重）委員 御苦労さまです。

私たちが教育委員の賛否に賛同する、反対するというようなことでの内容で言えば、やっぱり教育委員会会議というのは、最高意思決定会議なわけですよ。そこでちゃんと議論がなっていなければ、今言ったように外で話していますよでは、それは議論にはならないと思うんですよ。やっぱりその場でしっかりとやって、そしてその場の議事録を見て、私たちが適切に判断するということが大事だと思うんですよ。

今なってなければ、これからそうすればいいんじゃないんですか。これからそうしなければ、そういう気持ちがないんだなというふうに私たちは判断せざるを得ないし、そんな否定的な物の見方じゃなくて、前向きな物の見方で、もっと委員の方々に発言をいただくということがやっぱり大事ですし、それをちゃんと見える化しないと、最高意思決定機関の議事の内容をちゃんと見える化しなければ、判断材料にやっぱりなかなかかなりづらいというのが現実だと思うんですよ。

ですから、そういうことに関して、しっかりとやっぱりもう一度教育委員会の中で、それでそういう話は委員の方々もしてくださって、県議会でこういう話出ていると、皆さんどういうふうに考えると振っていいと思うんですよ。振って、それで皆さんからいろんな御意見をいただくと。そして、精度の高い教育委員会会議にしていけばいいわけですから、何もそれは遅いとは言いませんので、ぜひそういうゾーンに入っていれば、もっともっと教育行政が今以上よくなると思います。

そういうことを期待申し上げて、長い一時間だったかもしれませんが、充実した一時間とも言えると思います。本当に今日はありがとうございました。

せっかく一時間、時間いただきまして、本当に有効な時間を過ごさせていただきましたことに対して、同僚議員に感謝申し上げながら、今日の質問を終わらせていただきます。

お世話さま、ありがとうございました。

○柴田委員長 伊藤重成委員の質疑質問は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑質問を終結いたします。

十日の本会議における委員長報告は私に御一任願います。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 零時 十分 閉 会